

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 日本メディカルオネスト株式会社  
法人番号: 3010001065105  
住 所: 東京都豊島区東池袋3丁目23番13号池袋KSビル5階
2. 指名停止措置期間: ①別表第2 3イ 令和5年1月27日から令和5年4月26日まで(3ヵ月)  
②別表第2 4イ 令和5年1月27日から令和5年4月26日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: ① 本院及び関東地方測量部管内  
② 北陸地方測量部管内
4. 事実概要:

日本メディカルオネスト株式会社の代表役員等(元代表取締役社長)は、代表取締役社長だった令和3年3月中旬頃、地方独立行政法人が運営する東千葉メディカルセンターの人工心肺装置の調達をめぐり、同センターの臨床工学技士長が、調達業務を受注した会社に、当該業者を通して調達するよう指示するなどの便宜を図った謝礼として現金100万円を渡し、令和4年12月1日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である日本メディカルオネスト株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号イ及び第4号イ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
5~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)